

岐阜県公報

第 百 六 十 九 号
令 和 三 年 一 月 十 五 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則の一部を改正する規則

(管 財 課) 二二二^ハ

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の解除をしようとする旨の通知

(治 山 課) 二二三

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 二二三

高山都市計画の変更

(都 市 政 策 課) 二二三

瑞浪都市計画の変更

(同) 二二三

古川都市計画の変更

(同) 二二三

神岡都市計画の変更

(同) 二二三

海津都市計画の変更

(同) 二二四

養老都市計画の変更

(同) 二二四

輪之内都市計画の変更

(同) 二二四

揖斐都市計画の変更

(同) 二二五

八百津都市計画の変更

(同) 二二五

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建 築 指 導 課) 二二五

公 示

落札者等に関する公示

(医 療 福 祉 連 携 推 進 課) 二二六

正 誤

目次中訂正

(法 務 ・ 情 報 公 開 課) 二二六

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

(生 活 衛 生 課) 二二六

岐阜県卸売市場検査規則の一部を改正する規則中訂正

(農 産 物 流 通 課) 二二六

市街地再開発組合の事業計画の変更認可中訂正

(都 市 整 備 課) 二二七

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 三 年 一 月 十 五 日

規 則

岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則の一部を改正する規則

岐阜県指定管理者制度等運用委員会規則（平成二十五年岐阜県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「岐阜産業会館及び」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町谷汲神原字更屋敷二二九二の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(一) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

郡上市大和町内ヶ谷字下平三〇の二四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字上会津八七の四、八七の二七（次の図に示す部分に限る。）、八七の九（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八七の三〇（国有林、字榎元九一の一・九三から九五まで・九六の二・九九の一・九九の三から九九の七まで・一〇一・一〇四の一・一〇五の一から一〇五の三まで・一〇六・一〇八の一から一〇八の四まで・一〇九の七・一〇九の八・一〇九の一四から一〇九の一七まで（以上二七筆国有林）、九二の二・一〇四の二・一〇四の三・一〇九の三・一〇九の二四から一〇九の三三まで（以上二三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字出会一一八の九・一一八の二二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年一月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備 考
県道	白鹿山倉線	郡上市美並町白山字頼屋敷五〇〇番一地从先から同 市同 町同 字同 五 七番二地先まで	A 前 後	二〇・二 三・八	二六・一	A、及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいづるの区域
		B 前	四・一 一・三	二六・八		
			C 後	八・一 二・一	二六・一	
			B 後	四・一 三・五	二六・八	

岐阜県告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。
令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
高山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに高山市都市政策部都市計画課

岐阜県告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
瑞浪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに瑞浪市建設部都市計画課

岐阜県告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規

定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

古川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに飛騨市基盤整備部都市整備課

岐阜県告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

神岡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに飛騨市基盤整備部都市整備課

岐阜県告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同

法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

海津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに海津市建設水道部住宅都市計画課

岐阜県告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

養老都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課並びに養老町産業建設部建設課

岐阜県告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同

法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
輪之内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに輪之内町建設課

岐阜県告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
揖斐都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに揖斐川町産業建設部建設課、大野町産業建設部建設課及び池田町建設部建設課

岐阜県告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
八百津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課並びに八百津町建設課

岐阜県告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	延 長 ル(メ)ートル	幅 員 ル(メ)ートル	指 定 番 号	指 月 日 定
瑞穂市牛牧字此代二二四番八	四・五〇	二五・五	岐西建築第一 九七号の一	令和 二〇二〇 一・一八
羽島郡笠松町田代字社古地一〇六 二番四	四・三五	三四・六	岐西建築第一 九七号の一	同 二〇二〇 一・二三

本巢市屋井字寺後一〇四五番四及び一〇二八番の一部	五・〇〇	五・九六	岐西建築第一八九七号の一	同 三・七
--------------------------	------	------	--------------	-------

中濃建築事務所長

位 置	幅員 メートル	延 べ 長 メートル	指 定 番 号	指 定 日 月 年
関市中二丁目二六五番四	四・〇〇	二六・三三	中建築第一六号の九	令和 一・一〇・一
美濃加茂市本郷町四丁目字下久手一七七八番四	六・〇〇	五・七三	中建築第一六号の一〇	同 一〇・一〇・一
美濃加茂市西町八丁目二二五番九及び二二四番の一部(水路)	五・六〇	三・五九	中建築第一六号の一	同 一〇・一〇・一
関市大平町二丁目八番四	五・〇〇	三・六四	中建築第一六号の一	同 一〇・一〇・一
関市小屋名字神明東二二四二番四	四・八五	三・四八	中建築第一六号の一	同 一〇・一〇・一
美濃加茂市川合町二丁目字若林二番四六一	六・〇〇	五・七三	中建築第一六号の一	同 一〇・一〇・一
美濃加茂市加茂野町今泉字政広四七二番四	六・〇〇	四・六六	中建築第一六号の一	同 一〇・一〇・一

東濃建築事務所長

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年一月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達業務の名称及び数量 岐阜県立衛生専門学校及び岐阜県立看護専門学校ネット
ワーク環境施設整備業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公招を行った日 令和2年11月4日

4 落札者を決定した日 令和2年12月14日

5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号
中部テレコミュニケーション株式会社
代表取締役社長 眞倉 謙彰

6 落札金額 32,323,830円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県健康福祉部医療福祉推進課看護係

(2) 所 在 地 岐阜市数田町二丁目1番1号

正 誤

(原稿誤り)

令和二年十月三十日第四百四十九号 目次五三五頁上段後から一行目中「西濃農林事務所」は、「中濃農林事務所」の誤り。

正 誤

(校正誤り)

令和二年五月二十九日号外(一) 岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第六十九号) 中四頁に次の附則を加えるはずの誤り。

附 則

この規則は、令和二年六月一日から施行する。

正 誤

(原稿誤り)

令和二年六月二十三日第四百十四号 岐阜県卸売市場検査規則の一部を改正する規則

(岐阜県規則第七十六号) 三三六頁上段前から七行目中「令和二年六月二十一日」は、「公布の日」の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

令和二年十一月二十七日第百五十七号 市街地再開発組合の事業計画の変更認可五六

「六 変更の内

八頁下段後から一行目及び二行目中

「六 変更認可の年月日

令和二年十一月十一日」は、

七 変更認可
令和二年

容

期間、設計の概要及び資金計画(事業計画書において表示するとおり)

の年月日

十一月十一日

「
の誤り。

令和三年一月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社